

指 示 第 1 1 号
令和2年2月14日

首席矯正処遇官（処遇担当）

「死刑確定者と再審請求弁護人との面会の実施要領について」の一部を
改正することについて

平成30年2月13日付け当職指示第20号記の5「面会時の携帯型パソコンの使用について」に係る別紙「パソコンの使用に関する同意書（再審請求弁護人用）」を別添のとおり改正し、即日施行する。

別紙

機密性2情報 完全性1情報 可用性1情報

令和 年 月 日

パソコンの使用に関する同意書（再審請求弁護人用）

パソコンを使用する目的(該当するもの全てにチェックしてください)

訴訟上の必要に基づく記録用

画面に表示された証拠の閲覧

1 上記目的以外には使用しないこと

2 パソコンの撮影機能、録画機能、録音機能、電話・電子メール等の通信機能（インターネット検索を含む。）を使用しないこと

3 1及び2に反した場合は、直ちにパソコンの使用を中止すること

以上について、同意します。

再審請求弁護人氏名

被収容者氏名	第 番	対応職員	印
--------	-----	------	---

指 示 第 2 0 号

平成30年2月13日

(令和2年2月14日同指示11号により一部改正)

首席矯正処遇官（処遇担当）

死刑確定者と再審請求弁護人との面会の実施要領について
標記面会については、平成30年2月13日付け達示4号をもって取扱いを
定めているところ、実施に当たっては、下記要領によることとするので、了知
の上、遺漏なきを期されたい。

なお、平成26年2月21日付け本職指示第18号は廃止する。

記

1 職員の立会い等を省略する面会（以下「立会等省略面会」という。）とすることの申出の確認について

(1) 再審請求弁護人に対する確認

主任矯正処遇官（面会担当）（以下「面会主任」という。）は、再審請求弁護人（死刑確定者の再審請求のために選任された弁護人をいう。以下同じ。）から死刑確定者との面会の申込みがあった場合、面会申込書に、再審請求の打合せである旨及び立会等省略面会を希望するかどうかを記載させること。

なお、記載に応じない場合は、面会主任において、立会等省略面会の希望の有無を聴取して、面会表に記載すること。

おって、希望が確認できない場合、希望はないものとして取り扱うこと。

(2) 死刑確定者に対する確認

再審請求弁護人が立会等省略面会を希望した場合、当該死刑確定者を所管する統括矯正処遇官は、当該死刑確定者に対し、立会等省略の希望を確認すること。

2 立会等省略面会実施に係る事務手続について

(1) 面会主任は、再審請求弁護人が立会等省略面会を希望することの確認をした場合は、統括矯正処遇官（第一担当）（以下「第一統括」という。）にその旨を報告すること。

(2) 第一統括は、当該死刑確定者を所管する統括矯正処遇官に対し、当該死刑確定者について、立会い等を省略できない特段の事情がないかどうかを

確認すること。特段の事情がない場合、当該死刑確定者を所管する統括矯正処遇官は、前記1の(2)の手続を執ること。

(3) 第一統括は、特段の事情がないと確認できた後、その旨を本職に報告し、本職の許可を受けた後、立会等省略面会を実施すること。

(4) 面会主任は、立会等省略面会の実施に当たって、再審請求弁護人に対し、面会終了予定時間を確認するとともに、他の面会に支障が生じている場合には、面会の終了を申し入れることがある旨を告知すること。

なお、再審請求弁護人からの面会時間延長の申出があった場合は、他の面会に支障が生じない限り、面会時間を延長しても差し支えないが、その際、おおむねの延長時間を確認すること。

3 面会時間の告知等

(1) 面会主任は、終了予定時間が経過した後も面会が継続している場合、再審請求弁護人に対し、面会時間を延長するか否か確認すること。

なお、面会中又は同経過後において、他の面会に支障が生じている場合には、面会の終了を申し入れること。

(2) 死刑確定者が、面会に先立ち、面会時間の延長を出願している場合も、前記(1)と同様の取扱いとすること。

4 非常時の対応等について

(1) 不測の事態に即応できるよう、職員にPHSを携帯させた上、適宜巡回させること。

(2) 面会中、当該死刑確定者が大声を発するなどした場合は、巡回職員は、直ちにPHSで面会主任にその旨報告し、面会主任とともに、当該死刑確定者を一時退室させ、面会を停止すること。

なお、死刑確定者が退室に従わない場合は、再審請求弁護人に対し、面会室から退室するよう申し入れること。

(3) 前記(2)において面会を一時停止した場合、面会主任は直ちに第一統括に報告し、報告を受けた第一統括は、当該死刑確定者的心身の状況等を確認の上、面会の継続の可否の意見を本職に報告すること。

5 面会時の携帯型パソコンの使用について

再審請求弁護人から、面会時に携帯型パソコンを使用したいとの申出がなされた場合には、平成13年12月6日付け所長指示第27号「弁護人が被収容者との接見時に携帯型パソコン等の使用を願い出た場合の取扱いについて」のほか、同日付け本職指示第48号「弁護人が被収容者との接見時に携帯型パソコン等の使用を願い出た場合の取扱いについて」に準じて取り扱うこと。

ただし、パソコンの使用目的は、訴訟上の必要に基づく記録用又は証拠の閲

覧用に限ることとし、かつ、あらかじめ別添様式により目的外の使用はしないこと等について同意した場合に限ること。

さらに、不適切な使用が認められた場合など、パソコンを使用させることにより、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある場合は、使用を制限することとして差し支えない。

別紙

パソコンの使用に関する同意書（再審請求弁護人用）

パソコンを使用する目的(該当するもの全てにチェックしてください)

訴訟上の必要に基づく記録用

画面に表示された証拠の閲覧

1 上記目的以外には使用しないこと

2 パソコンの撮影機能、録画機能、録音機能、電話・電子メール等の通信機能（インターネット検索を含む。）を使用しないこと

3 1及び2に反した場合は、直ちにパソコンの使用を中止すること

以上について、同意します。

弁護人氏名

別紙

変更①
日付記入欄を新たに設定

令和 年 月 日

パソコンの使用に関する同意書（再審請求弁護人用）

パソコンを使用する目的（該当するもの全てにチェックしてください）

訴訟上の必要に基づく記録用

画面に表示された証拠の閲覧

主な変更点は、
①～⑤の5点
になります。

1 上記目的以外には使用しないこと

2 パソコンの撮影機能、録画機能、録音機能、電話・電子メール等の通信機能（インターネット検索を含む。）を使用しないこと

3 1及び2に反した場合は、直ちにパソコンの使用を中止すること

変更④
面会の対象被収容者が
一見して判別できるよう
被収容者氏名欄を設定。
同項目は職員が記載する。

変更⑤
対応職員欄を設定。署名は
省略し捺印のみとした。

変更③
パソコン使用者が複数いる
場合を想定し、記入欄を追加

再審請求弁護人氏名
変更②
「再審請求」を加筆

被収容者氏名	第 番	対応職員	印
--------	-----	------	---